

6. 中間基金等変動計算書

2018年度中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）

（単位：百万円）

	基金等													基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金									剰余金 合計	
				損失填補 準備金	基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	事業基盤 強化 積立金	不動産 圧縮 積立金	特別 準備金	別途 積立金	中間 未処分 剰余金		
当期首残高	260,000	620,000	452	10,902	96,000	29,764	47	100,000	27,380	2,000	85	239,577	505,757	1,386,210
当中間期変動額														
基金の募集	50,000													50,000
社員配当準備金の積立													△185,731	△185,731
損失填補準備金の積立				561									△561	
基金償却積立金の積立		50,000												50,000
基金利息の支払													△1,171	△1,171
中間純剰余												109,630	109,630	109,630
基金の償却	△50,000													△50,000
基金償却準備金の積立					52,000								△52,000	
基金償却準備金の取崩					△50,000									△50,000
社会厚生事業増進積立金の積立							553						△553	
社会厚生事業増進積立金の取崩							△263						263	
不動産圧縮積立金の積立									105				△105	
不動産圧縮積立金の取崩										△544			544	
土地再評価差額の取崩													△83	△83
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）														
当中間期変動額合計	—	50,000	—	561	2,000	—	290	—	△439	—	—	△129,767	△127,355	△77,355
当中間期末残高	260,000	670,000	452	11,463	98,000	29,764	338	100,000	26,940	2,000	85	109,810	378,402	1,308,854

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,564,070	35,881	118,189	2,718,141	4,104,352
当中間期変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の積立					△185,731
損失填補準備金の積立					
基金償却積立金の積立					50,000
基金利息の支払					△1,171
中間純剰余					109,630
基金の償却					△50,000
基金償却準備金の積立					
基金償却準備金の取崩					△50,000
社会厚生事業増進積立金の積立					
社会厚生事業増進積立金の取崩					
不動産圧縮積立金の積立					
不動産圧縮積立金の取崩					
土地再評価差額の取崩					△83
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	83,207	△4,440	83	78,849	78,849
当中間期変動額合計	83,207	△4,440	83	78,849	1,493
当中間期末残高	2,647,277	31,440	118,272	2,796,991	4,105,846

2019年度中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）

（単位：百万円）

	基金等													基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金									剰余金 合計	
				損失填補 準備金	基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	事業基盤 強化 積立金	不動産 圧縮 積立金	特別 準備金	別途 積立金	中間 未処分 剰余金		
当期首残高	260,000	670,000	452	11,463	98,000	29,764	35	100,000	26,940	2,000	85	223,386	491,675	1,422,128
当中間期変動額														
基金の募集	50,000													50,000
社員配当準備金の積立													△169,630	△169,630
損失填補準備金の積立				512									△512	
基金償却積立金の積立		60,000												60,000
基金利息の支払													△918	△918
中間純剰余												119,759	119,759	119,759
基金の償却	△60,000													△60,000
基金償却準備金の積立					52,000								△52,000	
基金償却準備金の取崩					△60,000									△60,000
社会厚生事業増進積立金の積立							564						△564	
社会厚生事業増進積立金の取崩							△233						233	
不動産圧縮積立金の積立									306				△306	
不動産圧縮積立金の取崩										△544			544	
土地再評価差額の取崩													187	187
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	△10,000	60,000	—	512	△8,000	—	330	—	△238	—	—	△103,206	△110,602	△60,602
当中間期変動額合計	△10,000	60,000	—	512	△8,000	—	330	—	△238	—	—	△103,206	△110,602	△60,602
当中間期末残高	250,000	730,000	452	11,975	90,000	29,764	366	100,000	26,702	2,000	85	120,180	381,073	1,361,526

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,450,220	41,253	117,898	2,609,372	4,031,501
当中間期変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の積立					△169,630
損失填補準備金の積立					
基金償却積立金の積立					60,000
基金利息の支払					△918
中間純剰余					119,759
基金の償却					△60,000
基金償却準備金の積立					
基金償却準備金の取崩					△60,000
社会厚生事業増進積立金の積立					
社会厚生事業増進積立金の取崩					
不動産圧縮積立金の積立					
不動産圧縮積立金の取崩					
土地再評価差額の取崩					187
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	△69,645	4,718	962	△63,964	△63,964
当中間期変動額合計	△69,645	4,718	962	△63,964	△124,566
当中間期末残高	2,380,575	45,972	118,861	2,545,408	3,906,935

中間貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については9月中の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
再評価を行った年月日 2001年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、9月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は89百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。
- 退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
- | 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
|----------------|---------|
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |
- なお、当中間期末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。
9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第 24 条の 4 の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に準じて算出した額を計上しております。
11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
- なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 9 月 3 日 日本公認会計士協会）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
12. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、責任準備金には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき積み立てた以下のものが含まれております。
- ・ 1996 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率 2.75% を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（2007 年度から 3 年間にわたる積み立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、2010 年度以降も年金開始の都度積み立て）
 - ・ 変額保険契約および 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの
 - ・ 1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として 2017 年度において積み立てたもの
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 中間期に係る法人税及び住民税ならびに法人税等調整額は、当期において予定している剰余金処分方式による社員配当準備金、不動産圧縮積立金の積み立てまたは取崩しを前提として、当中間期に係る金額を計算しております。

16. 当中間期末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,017,279	1,017,279	—
その他有価証券(譲渡性預金)	36,998	36,998	—
買入金銭債権	208,725	223,562	14,837
満期保有目的の債券	195,597	210,435	14,837
その他有価証券	13,127	13,127	—
金銭の信託	17,385	17,385	—
その他有価証券	17,385	17,385	—
有価証券	31,434,399	34,138,370	2,703,970
売買目的有価証券	799,466	799,466	—
満期保有目的の債券	4,073,621	4,926,380	852,758
責任準備金対応債券	8,177,658	10,028,869	1,851,211
その他有価証券	18,383,653	18,383,653	—
貸付金	4,162,956	4,436,291	273,334
保険約款貸付	233,479	233,479	—
一般貸付	3,929,477	4,202,812	273,334
貸倒引当金(*1)	△4,745	—	—
	4,158,210	4,436,291	278,080
社債	640,735	675,702	34,967
売現先勘定	60,938	60,938	—
債券貸借取引受入担保金	512,691	512,691	—
金融派生商品(*2)	54,676	54,676	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,073)	(3,073)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	57,750	57,750	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した9月末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、9月末日の市場価格等によっております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、9月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については9月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当中間期末における貸借対照表価額は、1,042,953百万円(うち子会社株式及び関連会社株式847,663百万円)であります。また、当中間期において、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について5百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

9月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、9月末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、9月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、9月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,514,781	4,276,862	762,081
	②社債	454,490	538,633	84,142
	③その他	294,947	316,360	21,413
	合計	4,264,218	5,131,857	867,638
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	5,000	4,958	△41
	合計	5,000	4,958	△41

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

②責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,409,044	9,204,808	1,795,763
	②社債	17,109	21,539	4,429
	③その他	633,077	687,832	54,755
	合計	8,059,231	9,914,180	1,854,949
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	94,808	91,475	△3,332
	②社債	—	—	—
	③その他	23,618	23,212	△405
	合計	118,426	114,688	△3,737

③その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えるもの	(1) 株式	1,396,480	3,630,704	2,234,223
	(2) 債券	4,851,292	5,314,598	463,306
	①国債・地方債等	3,077,078	3,431,486	354,407
	②社債	1,774,213	1,883,112	108,898
	(3) その他	6,857,081	7,546,569	689,488
	合計	13,104,854	16,491,872	3,387,018
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えないもの	(1) 株式	254,972	221,294	△33,678
	(2) 債券	23,557	23,514	△43
	①国債・地方債等	12,209	12,187	△21
	②社債	11,348	11,327	△21
	(3) その他	1,763,425	1,714,483	△48,941
	合計	2,041,955	1,959,292	△82,662

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。また、「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

17. 前期末に比して著しい変動がないため、賃貸等不動産の時価に関する事項の記載を省略しております。
18. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、18,561百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は4,907百万円であります。
 上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額87百万円、延滞債権額1百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は13,653百万円あります。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、849,041百万円あります。
 なお、同勘定の負債の額も同額であります。
20. 中間貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
21. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
 当期首現在高 242,957百万円
 前期剰余金よりの繰入額 169,630百万円
 当中間期社員配当金支払額 103,158百万円
 利息による増加等 46百万円
 当中間期末現在高 309,475百万円
22. 保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。
23. 基金を60,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
24. 担保に供されている資産の額は、有価証券3,357百万円あります。

25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は2,304,248百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は61,030百万円であります。
26. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、70,683百万円であります。
27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
28. その他の負債には、債券貸借取引に伴う受入担保金512,691百万円を含んでおります。
29. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は47,627百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
30. 子会社等の株式等は、847,663百万円であります。
31. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は22百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は29,960百万円であります。

中間損益計算書の注記

1. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 9,267 百万円、株式等 1,417 百万円、外国証券 1,603 百万円であります。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 365 百万円、株式等 12 百万円、外国証券 641 百万円であります。
有価証券評価損の内訳は、株式等 21,780 百万円、外国証券 4,054 百万円であります。
2. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は 295 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 1,710 百万円であります。

3. 利息及び配当金等収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	945 百万円
有価証券利息・配当金	361,764 百万円
貸付金利息	34,152 百万円
不動産賃貸料	19,524 百万円
その他利息配当金	8,665 百万円
計	425,052 百万円

4. 当中間期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1 つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

- (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減損損失(百万円)		
		土地	建物	計
賃貸不動産等	1 件	258	861	1,119
遊休不動産等	3 件	1	6	8
合計	4 件	260	868	1,128

- (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 1.89% で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。